

登米市地域ポイント導入検討事業 参加店舗「募集要項」

1. 目的

登米市内消費の循環による地域経済の活性化に向け、デジタル地域ポイントの運用上の課題等を整理し、導入の可能性を検討するとともにデジタル身分証アプリのダウンロード促進、災害時の対応力の向上を図るため、本事業を実施する。

2. 事業主体

宮城県、ポケットサイン(株)

登米市、登米地域商工会連絡協議会（登米中央商工会・みやぎ北上商工会・登米みなみ商工会）

3. デジタル地域ポイント

ポケットサイン(株)が開発したデジタル身分証アプリに地域ポイントミニアプリをダウンロードし、マイナンバーカードを用いて登米市に住民登録があることを確認した住民に対して、5,000ポイント（1ポイント1円換算）を付与する。

4. 地域ポイント発行総額：92,030,000円

5. 実施期間

ポイント付与期間 令和5年11月1日（水）から令和6年1月15日（月）

ポイント使用期間 令和5年11月1日（水）から令和6年1月15日（月）

6. 地域ポイント参加店資格要件

本事業に参加し、地域ポイントを取り扱うことのできる店舗（以下「参加店」という。）は以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 登米市内に店舗を有し、登米市内商工会の会員である店舗のうち、以下の①～④いずれにも該当しないこと。
 - ①店舗を構えていない場合（純然たる事務所、交通機関、無店舗営業等）
 - ②下記「12. ポイント利用に関する制限」に記載の物品、サービス等のみを取り扱う場合。
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業形態である場合。
 - ④その他宮城県または登米地域商工会連絡協議会が適当でないと認める場合。
- (2) 接客にあたる従業員等が、誠心誠意をもって対応できること。
- (3) 法令又または条例に違反していないこと。
- (4) 登録申請者等が暴力団（宮城県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (5) 暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。

7. 参加店申込方法

参加店の登録を希望される方は、以下の方法で登録申請を行うことができます。

「参加店申込書」に必要事項を記入し、加入されております商工会へ持参、郵送又は、FAXにてお申し込みください。

8. 参加店受付期間

令和5年9月1日（金）から令和5年12月20日（水）

※1次締切 令和5年9月25日（月）

（参加店取りまとめの都合上、早めの申込みをお願い申し上げます。）

9. 参加店申込書の記載項目について

（1）店舗名・所在地等

「参加申込書」は、原則として店舗ごとに作成してください。

（2）QRコードの発行数（QRコードをアプリで読み取ることによりポイントの決済を行います。）

1店舗 1台の「QRコード」付スタンドを配布いたしますが、会計レジが複数台ある場合は、申込書での申請により追加で「QRコード」付スタンドを配布致します。

又、レジごとに異なるQRコード発行希望の場合は、参加店専用サイトで、レジごとのQRコードを追加で発行できますのでご活用下さい。発行QRコードごとの利用ポイントも確認できます。

10. QRコード、販促等ツール

参加店登録完了後、関連ツール（QRコード付スタンド、店頭ポスター、取扱マニュアル）を郵送いたします。

なお、登録完了後であっても以下に該当する場合、換金の停止や登録の取り消しを行う場合があります。

（1）登録申請内容に虚偽・不備・不正等があった場合

（2）営業形態が公序良俗に反すると認められた場合

（3）本要項に違反する行為が認められた場合

（4）宮城県または登米地域商工会連絡協議会が換金の停止や登録の取り消しが適当と判断した場合

11. 参加店の責務

参加店は次に掲げる事項を遵守していただきます。

（1）事業の参加店であることが明確になるよう、配付するポスターを消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

（2）消費者が利用期間中にポイント利用を申し出たときは、下記「12. ポイント利用に関する制限」を除き、ポイント利用額を参加店が確認し決済を行います。参加店としてポイントの利用対象外とした物品、サービス等がある場合は、消費者に分かりやすく明示してください。

（3）ポイント利用時は、アプリ上に「店舗名」「日時」「利用ポイント」が表示されますので、自店舗でポイントが利用されていることを確認してください。不正使用の疑いがあるときは、ポイントの利用を拒否するとともに、その旨を本事業事務局に申し出てください。

（4）宮城県から指示があった場合（立入調査への対応を含む）は、その指示内容に従ってください。

- (5) 参加店の登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。
- (6) 事業の実施に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、参加店側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。
- (7) 事業終了後、本事業に関して行うアンケート調査にご協力ください。

12. ポイント利用に関する制限

- (1) ポイント利用の対象にならない物品等は有価証券、商品券、ビール券、図書券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い、その他本事業の趣旨及び目的から適切ではないと県が判断したものとします。

13. ポイント利用に関する注意事項

- (1) ポイントと現金の交換は禁止します。
- (2) ポイントの利用期間は、令和6年1月15日までです。
- (3) ポイント額面以下の利用であっても、釣り銭は渡さないでください。
- (4) 不足分は、現金等他の方法で決済してください。
- (5) QRコードの紛失等があった場合は速やかに事務局に申し出てください。

14. ポイントの精算

- (1) ポイントの利用実績はアプリを通じて自動的に集計されます。
- (2) 月に2回、集計された利用実績に基づき各参加店の指定口座に換金額を振り込みます（換金手続きは不要です）。換金及び振込手数料は宮城県が負担します。
- (3) 換金精算の期日
 - ①各月15日までに利用された分を当月末日にお支払いします（但し、金融機関が休業日の場合は翌営業日とします）。
 - ②各月末日までに利用された分を翌月15日にお支払いします（但し、金融機関が休業日の場合翌営業日とします）。
- (4) 各店舗のポイント利用状況及び振込状況は、参加店向け専用サイトで随時確認できます。（通知はがき等はお送りしませんのでご了承ください）。

15. その他

- (1) ポイントの取扱い方法など、詳細なオペレーションについては、取扱いマニュアル（参加店舗決定後に送付）を参照してください。
- (2) 本事業は、登米地域商工会連絡協議会及び登米市の協力を得て実施しています。今後本事業で使用するアプリを使用して事業を行う場合に、本事業の参加店に対しご案内をさせていただくことがあります。
- (3) 本要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、宮城県がその対応を決定します。